独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 中期目標 新旧対照表 (案)

(主務府省:経済産業省)

第4期中期目標(変更案)

第4期中期目標(現行)

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 第4期中期目標

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 第4期中期目標

平成30年3月1日

改正:平成31年3月7日

改正:令和2年8月31日

改正:令和4年3月28日

改正:令和4年11月11日

改正:令和5年●月●日

平成30年3月1日

改正:平成31年3月7日

改正:令和2年8月31日

改正:令和4年3月28日

改正:令和4年11月11日

(追加)

第 1 政策体系における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の位置づ

け及び役割

(政策体系における位置づけと発展経緯)

(略)

(資源を取り巻く外部環境の変化と政策課題)

(略)

機構は、令和2年3月に経済産業省が策定した「新国際資源戦略」を始めこうした国の資源政策を実現する中心的実施機関として、国内・海外から高い評価を得る存在となるべく、自己研鑽と外部との対話に努め、不断に挑戦・改革を行い、提案・支援のクオリティとスピードを高めていくことが求められる。また、機構が有する知的財産を含めた研究開発成果に関して、機構の事業目的に即した形での実用化・事業化及び社会実装を図るため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第34条の6第1項の規定に基づく機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする者に対して行う出資及び人的・

第 1 政策体系における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の位置づ

け及び役割

(政策体系における位置づけと発展経緯)

(略)

(資源を取り巻く外部環境の変化と政策課題)

(略)

機構は、令和2年3月に経済産業省が策定した「新国際資源戦略」を始めこうした国の資源政策を実現する中心的実施機関として、国内・海外から高い評価を得る存在となるべく、自己研鑚と外部との対話に努め、不断に挑戦・改革を行い、提案・支援のクオリティとスピードを高めていくことが求められる。また、機構が有する知的財産を含めた研究開発成果に関して、機構の事業目的に即した形での実用化・事業化及び社会実装を図るため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第34条の6第1項の規定に基づく機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする者に対して行う出資及び人的・

第4期中期目標(変更案)

技術的援助の実施について、財源等を踏まえつつ積極的に検討を行うものとし、 援助に当たっては体制・規則等を整備し、適切な運営に努める。

また、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する 法律(令和4年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。)第 42 条第2項 の規定に基づき、機構が安定供給確保支援独立行政法人として指定されたことを 踏まえ、特定重要物資の安定的な供給の確保を図る観点から、可燃性天然ガス 及び金属鉱産物(リチウム、ニッケル等、経済施策を一体的に講ずることによる安 全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和4年政令第 394 号)で指定された 範囲に限る。以下「重要鉱物」という。)に係る安定供給確保支援業務を行うことに より、サプライチェーンの強靱化に寄与していく。

(略)

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 石油・天然ガス資源開発支援

2030年に石油・天然ガスの自主開発比率を40%以上とする政府目標(平成29年6月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく)の実現を始め、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に貢献するため、機構の石油・天然ガス関連部門(備蓄を含む)は、『横串』での協調・連携を強化し、以下のツールを総動員していく。

また、最優先の課題である権益獲得を組織一丸となって推進するため、その重点対象国を資源エネルギー庁とも密に協議した上で定め、組織全体で共有する。

更に、令和4年の法改正で支援が可能となった水素等及びCCS事業に関連する部門も、石油・天然ガス関連部門内での連携はもとより、部門を越えた『横串』での協調・連携を強化する。

(略)

第4期中期目標(現行)

技術的援助の実施について、財源等を踏まえつつ積極的に検討を行うものとし、援助に当たっては体制・規則等を整備し、適切な運営に努める。

[新設]

(略)

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 石油・天然ガス資源開発支援

2030年に石油・天然ガスの自主開発比率を 40%以上とする政府目標 (平成 29年6月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく)の実現を始め、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に貢献するため、機構の石油・天然ガス関連部門 (備蓄を含む) は、『横串』での協調・連携を強化し、以下のツールを総動員していく。

また、最優先の課題である権益獲得を組織一丸となって推進するため、その 重点対象国を資源エネルギー庁とも密に協議した上で定め、組織全体で共有す る。

更に、令和4年の法改正で支援が可能となった水素等及びCCS事業に関連する部門も、石油・天然ガス関連部門内での連携はもとより、部門を越えた『横串』での協調・連携を強化する。

(略)

第4期中期目標(変更案)

(6) 可燃性天然ガスの安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定 供給確保支援業務

機構は経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法第7条に基づき、特定重要物資に指定された可燃性天然ガスについて、法第19条の2に規定する安定供給確保支援基金を設置し、安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務を行う。

(略)

3. 金属資源開発支援

2030年にベースメタルの自給率(リサイクルを含む)を80%以上とする政府目標(総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく)の達成のほか、我が国の産業活動にとって重要なレアメタル等の安定供給確保、及び「海洋基本計画」に基づく海洋資源開発分野における平成30年代後半以降に、民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトの開始に向け、以下の支援を一層強化・推進し、我が国の非鉄金属の安定供給確保に貢献する。

また、令和4年の法改正によって機能追加された国内における金属鉱物の製錬等への支援も含め、サプライチェーン強靭化に貢献する。

(略)

(4) 重要鉱物の安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務

機構は経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法第7条に基づき、特定重要物資に指定された重要鉱物について、法第19条の2に規定する安定供 給確保支援基金を設置し、安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安 定供給確保支援業務を行う。

(略)

第4期中期目標(現行)

〔新設〕

(略)

3. 金属資源開発支援

2030年にベースメタルの自給率(リサイクルを含む)を80%以上とする政府目標(総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく)の達成のほか、我が国の産業活動にとって重要なレアメタル等の安定供給確保、及び「海洋基本計画」に基づく海洋資源開発分野における平成30年代後半以降に、民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトの開始に向け、以下の支援を一層強化・推進し、我が国の非鉄金属の安定供給確保に貢献する。

また、令和4年の法改正によって機能追加された国内における金属鉱物の製錬等への支援も含め、サプライチェーン強靭化に貢献する。

(略)

〔新設〕

(略)